奈福障第 2134 号
令和 8 年 10 月 30 日

関係者　各位

奈良市長 仲川　元庸

指定障害福祉サービス等事業者の指定に係る総量規制の実施について（規制継続）

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。) に定める障害福祉サービス及び児童福祉法に定める障害児通所支援について、下記のとおり総量規制を実施しますので、お知らせします。

記

１．総量規制について

障害者総合支援法第 36 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 により、特定のサービスについては、供給量の調整等を行いつつ計画的に整備していく必要があり、種類ごとのサービス見込量が「第 7 期奈良市障害福祉計画」「第 3 期奈良市障害児福祉計画」(以下、「障害福祉計画」という。)のサービス見込量に達している、またはサービス見込量を超過することが認められる場合は、利用定員増を伴う指定をしないことができると規定されています。

２．総量規制の目的

障害福祉計画においてサービス見込量を設定し、計画的に障害福祉サービス等事業者の指定を進めていますが、特定のサービスについて必要な供給量が確保できていることから、適正な量を維持し、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制を実施します。

３．総量規制の実施期間（変更なし）

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

ただし、利用実績等を踏まえ規制内容を変更する場合があります。

４．総量規制を実施するサービス（変更なし（規制継続））

生活介護

就労継続支援 B 型

ただし、共生型サービス、医療的ケアを要する障害児者、重症心身障害児者や行動障害がある障害児者を支援の対象とするサービスを提供する場合等は、総量規制の対象としない場合があります。

５．実施理由

見直し時点の当該サービスに係る利用定員数が、障害福祉計画に定めるサービス見込量等を超えているため。

６．根拠法令

（１）障害者総合支援法

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第３６条　第２９条第１項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

２　就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第１項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第２９条第１項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

（略）

５　都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第１項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第８９条第２項第２号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第１項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第２９条第１項の指定をしないことができる。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更）

第３７条　指定障害福祉サービス事業者は、第２９条第１項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

２　前条第３項から第５項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（２）障害者総合支援法施行規則

（法第３６条第２項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

第３４条の２０　法第３６条第２項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第３４条の２２において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型とする。

（３）児童福祉法

第２１条の５の１５　第２１条の５の３第１項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

②　放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第２１条の５の２０第１項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第２１条の５の３第１項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

（略）

⑤　都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第１項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第３３条の２２第２項第２号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第１項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第２１条の５の３第１項の指定をしないことができる。

第２１条の５の２０　指定障害児通所支援事業者は、第２１条の５の３第１項の指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。
②　第２１条の５の１５第３項から第５項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（４）児童福祉法施行規則
第１８条の３０の２　法第２１条の５の１５第２項に規定する内閣府令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。